

【短期入所を利用した場合の入所費用】

1日の入所費用 = 基本部分 + 加算・減算情報 + 食費・居住費 + その他の費用

基本部分 = 入所される方の要介護度と施設の居室形態により、以下の表から当てはまる費用を求める。

加算・減算情報 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

食費・居住費 = 入所される方の所得段階により、以下の表から当てはまる費用を求める。

その他の費用 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

端数処理等があるため、～の合算額と実際の額が合わないことがある。

【1日の利用料金】

(単位:円)

基本部分 (保険料金)						
併設型短期入所生活介護費		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
併設型短期入所生活介護費 () 従来型個室 (定員 1 名)		579	646	714	781	846
併設型短期入所生活介護費 () 多床室 (定員 2 名)		646	713	781	848	913
加算・減算情報 (保険給付) 網掛けになっているところが当施設の算定できる加算です。						
夜勤基準を満たさない施設減算	の97%	夜勤職員配置加算 ()	13	サービス提供体制強化加算 () イ	18	
利用者数が利用定員を超える減算	の70%	夜勤職員配置加算 ()	18	サービス提供体制強化加算 () 口	12	
職員の員数が基準を満たさない減算	の70%	若年性認知症利用者受入加算	120	サービス提供体制強化加算 ()	6	
30日を超える利用	30減	送迎加算 (片道)	184	サービス提供体制強化加算 ()	6	
看護体制加算 ()	4	緊急短期入所受入加算	90			
看護体制加算 ()	8	療養食加算	23			
介護職員処遇改善加算 ()	上記利用金額の5.9%を加算		+	× 59/1000		
介護職員処遇改善加算 ()			+	× 33/1000		
介護職員処遇改善加算 ()	() の90%を加算		+	× 33/1000 × 90/100		
介護職員処遇改善加算 ()	() の80%を加算		+	× 33/1000 × 80/100		
保険外でかかる経費 (食費・居住費)						
所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。		食 費		居 住 費		
		1 日	多床室	従来型個室		
利用者負担第 1 段階		300	0	320		
利用者負担第 2 段階		390	370	420		
利用者負担第 3 段階		650	370	820		
利用者負担第 4 段階		1,380	4月-7月 370 / 8月-840	1,150		

【予防短期入所を利用した場合の入所費用】

月額の入所費用 = 基本部分 + 加算・減算情報 + 食費・居住費 + その他の費用

基本部分 = 入所される方の要介護度と施設の居室形態により、以下の表から当てはまる費用を求める。

加算・減算情報 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

食費・居住費 = 入所される方の所得段階により、以下の表から当てはまる費用を求める。

その他の費用 = 各施設ごとに異なるため、各施設の表から当てはまる費用をすべて求める。

端数処理等があるため、～の合算額と実際の額が合わないことがある。

【1月の利用料金】

(単位:円)

基本部分 (保険料金)						
併設型介護予防短期入所生活介護費		要支援 1	要支援 2			
併設型介護予防短期入所生活介護費 () 従来型個室 (定員 1 名)		433	538			
併設型介護予防短期入所生活介護費 () 多床室 (定員 2 名)		473	581			
加算・減算情報 (保険給付) 網掛けになっているところが当施設の算定できる加算です。						
夜勤基準を満たさない施設減算	の97%	個別機能訓練加算	56	サービス提供体制強化加算 () イ	18	
利用者数が利用定員を超える減算	の70%	若年性認知症利用者受入加算	120	サービス提供体制強化加算 () 口	12	
職員の員数が基準を満たさない減算	の70%	送迎加算 (片道)	184	サービス提供体制強化加算 ()	6	
機能訓練体制加算	12	療養食加算	23	サービス提供体制強化加算 ()	6	
介護職員処遇改善加算 ()	上記利用金額の5.9%を加算		+	× 59/1000		
介護職員処遇改善加算 ()			+	× 33/1000		
介護職員処遇改善加算 ()	() の90%を加算		+	× 33/1000 × 90/100		
介護職員処遇改善加算 ()	() の80%を加算		+	× 33/1000 × 80/100		
保険外でかかる経費 (食費・居住費)						
所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。		食 費		居 住 費		
		1 日	多床室	従来型個室		
利用者負担第 1 段階		300	0	320		
利用者負担第 2 段階		390	370	420		
利用者負担第 3 段階		650	370	820		
利用者負担第 4 段階		1,380	4-7月 370 / 8-3月 840	1,150		